

工場立地法届出企業の皆さんへ

工場立地法の 緑地面積率等を緩和しました！

工場立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようすることを目的に、一定規模以上の工場について、緑地面積等の敷地面積に対する割合が定められています。

蔵王町では、敷地の有効活用及び企業の積極的な設備投資、並びに町内経済の活性化を図るため、工場立地法における敷地面積に対する緑地面積の割合及び環境施設面積の割合等の基準について、町の条例により規制緩和する「蔵王町工場立地法に基づく準則を定める条例」を制定しました。

■ ■ 緩和内容 ■ ■ (国が定める範囲内で、最大の緩和を行っています)

区分	町内全域
環境施設面積率	(国基準) 25%以上 → <u>10%</u> 以上
うち緑地面積率	(国基準) 20%以上 → <u>5%</u> 以上
	緑地面積に算入可能な重複緑地の割合 (国基準) 25%以下 → <u>50%</u> 以下

■ ■ 対象となる工場 ■ ■

業種 … 製造業、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く）、ガス供給業、熱供給業
面積 … 敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上

【お問い合わせ先】蔵王町 まちづくり推進課

電話 : 0224-33-2212 FAX : 0224-33-3284 Email : machidukuri@town.zao.miagi.jp